

夕張市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度を利用するに当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、市が行う費用の助成について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 成年後見等開始審判申立てに係る費用（以下「審判申立費用」という。）及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の助成金の支給対象となる者は、成年被後見人等が次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 本市に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に住所等を記録している者

イ 本市が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となり、給付を行っている者

ウ 本市が法令の規定により援護を行っている者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者

イ 収入及び資産等の状況から費用を負担することが困難と認められる者

2 成年後見人等の報酬額の助成の対象となる者は、前項に規定するものであって、成年後見人等が次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 成年後見人等が成年被後見人等に係る審判を管轄する家庭裁判所へ報酬付与の申立てを行い、その報酬付与を認める審判が行われたこと。

(2) 成年後見人等が成年被後見人等の配偶者及び4親等以内の親族でないこと。

(助成対象費用及び助成額等)

第3条 助成の対象となる費用は、申立手数料、登記手数料、郵便切手代、診断書料、鑑定費用その他審判の請求に係る費用及び家庭裁判所により選任された成年後見人等に対する報酬の全部又は一部とする。

2 成年後見人等の報酬に対する助成額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とし、本人が施設等に入所中または長期入院中の場合については月額18,000円を、その他の場合については月額28,000円を上限とし、成年被後見人等に対して助成する。

(助成の申請)

第4条 審判申立費用に係る助成を申請することができる者は、第2条に規定する対象者若しくは当該審判の申立代理人（第2条第1項第2号の規定に該当する者に限る。）とし、報酬に係る助成を申請することができる者は、対象者及び当該対象者の成年後見人等で本助成の手続きについて代理権を有する者とする。

2 前項に規定する申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、必要書類を添付して、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 審判申立費用に係る助成の申請については、審判確定日から起算して90日以内に、成年後見等の報酬費用に係る助成の申請については、報酬付与の審判確定日から起算して90日以内に行わなければならない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前項の申請を受理したときは内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 助成金振込口座は、被後見人等の本人口座又は後見人の管理下に置かれたことが明示された口座とする。

(助成金の請求及び対象期間)

第6条 前条の規定により助成の決定を受け、助成金を請求する者は、成年後見制度利用支援事業助成金請求書(第3号様式)により、助成金を請求するものとする。

2 報酬に係る助成対象期間は、報酬付与の審判に報酬の対象として定められている期間とする。

(報告義務)

第7条 成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第8条 市長は、成年被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止し、又は助成の金額を増減することができる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、虚偽又は不正な行為により助成金を受けた者に対し、その助成金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実施体制)

第10条 支援事業の実施に関し、知的障害者及び精神障害者については生活福祉課生活福祉係が、知的障害者及び精神障害者に該当しない高齢者等については保健福祉課包括支援係が所管するものとする。

(成年被後見人等死亡後の報酬助成)

第11条 成年被後見人等が死亡した後の報酬については、遺留資産で不足する金額に限り助成する。

(補 則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による成年後見人等に対する報酬助成は、令和6年12月1日以降の家庭裁判所による報酬付与の審判より適用し、令和5年12月1日以降の後見事務を対象とする。なお、対象外期間が混在する場合は、対象期間相当額を算出し、その額を助成する。